

## I 主旨

区は、「健康せたがやプラン（第二次）後期」において「こころの健康づくり」を重点施策の一つと位置づけるほか、精神障害者や精神疾患等々の区民に対する区の保健・福祉施策の将来を見据えたより一層の充実を図っている。こうした中、区は梅ヶ丘拠点の区複合棟に移転する保健センターに、こころの相談等の機能を強化しつつ、他の相談体制とも連携を図り必要な支援につなぐ相談窓口の機能整備を進めている。

平成29年6月には、学識経験者や医療関係者等で構成する「こころの相談機能等の強化検討専門部会」を設置し、これらの施策の充実と取り組みの方向性などを協議し整理してきた。それらの結果を、「こころの相談機能等の強化検討専門部会中間まとめ（たたき台）」として報告する。

## II 専門部会の設置

- 2 名称 こころの相談機能等の強化検討専門部会
- 3 位置づけ 「世田谷区健康づくり推進委員会」の専門部会として設置する
- 4 主な検討事項
  - (1) 梅ヶ丘拠点整備として進める「こころの健康づくり」の相談機能と、既存の区の精神保健の相談窓口の役割の整理や連携のあり方等に関する事
  - (2) 「健康せたがやプラン（第二次）後期計画」の重点施策「こころの健康づくり」を推進するための方策に関する事 ほか

- 1 構成
  - (1) 部 会 員  
外部委員（学識経験者、地域医療関係者等）及び庁内委員（関係所管の管理職）等
  - (2) 事 務 局  
世田谷保健所健康推進課・障害福祉担当部障害施策推進課

## III 現状の課題

区における精神保健、精神障害者施策の現状、区及び地域の社会資源等が精神障害者や精神疾患等々へ提供する各種相談機能や福祉サービスの現況等を把握しつつ、以下の3つの視点ごとに現状の課題を整理した。

### 視点Ⅰ 精神保健相談機能等

- ◆ 都、区や民間等の既存の相談窓口に加え、区ではここ数年、新たに「地域障害者相談支援センター」や「福祉の相談窓口」を開設したが、都、区や民間等の既存の相談窓口に加え、区ではここ数年、個々の役割分担や窓口相互の連携が分かり難いため、当事者はどこに何を相談できるのか、混乱することが懸念されている。
- ◆ 相談窓口の職員には、各種サービスや後方支援へつなぐための振り分け（初期的対応）等に関するスキルアップが求められる。
- ◆ 土日や祝日、夜間等、区をはじめとする行政機関の閉庁時の相談窓口のあり方検討が必要である。また、当事者やその家族からは、身近でタイムリーに相談できる体制を望む声が寄せられている。
- ◆ 思春期世代が利用しやすい敷居の低いこころの相談等の場が少ない。

### 視点Ⅱ 精神障害者や精神疾患等々の支援等

- ◆ 医療的課題のみならず社会的・経済的課題等への対応もできるよう、多職種チームによる地域生活支援の充実など体制整備が求められる。
- ◆ 地域に潜在するケースや複合化した困難ケース等に対して、的確なアセスメントによる専門性の高い支援や予防的支援などが求められるほか、医療中断者や未受診者に対するきめ細やかな訪問（アウトリーチ）や、相談対応できる体制整備が求められている。
- ◆ 地域支援策（退院支援含む）を推進する機能等が不足している。
- ◆ 精神保健法改正は未定だが、国から示された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、退院後支援に関する計画の作成や地域支援を目的とした「多職種チームによるアウトリーチ支援」等、区のアウトライン等を検討する必要がある。
- ◆ 精神障害者や精神疾患等々の「感情の波」等を理解し寄り添い対応できる支援者がまだ少ない。
- ◆ 当事者の家族は大きな精神的負担を常に感じており、その負担軽減のサポート（緊急避難：レスパイト機能等）を望む声が寄せられている。

### 視点Ⅲ 精神保健に関する地域人材（区民主体）の発掘・育成・情報発信

- ◆ こころの健康づくり等に興味がない区民に対しても、精神障害者や精神疾患等々の理解と差別、偏見の解消につながるメンタルヘルスの情報発信や、自助・共助の観点から区民主体で支えあうしくみが求められている。（以下例示）
  - ・精神保健等に関する普及啓発の情報発信基地の整備
  - ・区民主体で精神障害者や精神疾患等々に寄り添い支えられる人材や、地域の中で潜在的なこころの問題に早期に気づける身近なサポーターの育成
  - ・地域の中で、こころに悩みを抱える区民を分け隔てなく受け入れ、様々な立場の区民との交流や共生が出来る機会の提供や場づくり

## IV 今後の取り組みの方向性

- 1 「Ⅲ 現状の課題」より、今後の拠点整備の取り組みの方向性として検討する課題を、以下の『施策の3つの柱』として整理した。

施策の3つの柱	取り組みの方向性	今後の課題検討のポイント	懸念事項
相談機能等の強化・拡充等	A 当事者や家族等が相談を必要とするときに、随時相談できる相談窓口の整備（夜間・休日電話相談等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の各種相談窓口のより一層の周知とその効果的な活用（現状把握と周知徹底による誘導）</li> <li>○ 平日夜間及び休日の電話相談窓口の開設（曜日、時間帯等の拡充⇒365日窓口開設）</li> <li>○ ハイリスク等の電話相談を、改めて区の相談窓口につなぐ機能の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存相談窓口の機能、役割の明確化と連携強化</li> <li>・電話窓口の開設時間拡充の慎重な対応（当事者等の要望も踏まえ）とリピータ対策の必要性</li> </ul>
	B 専門職の訪問等による在宅精神障害者や精神疾患等々の生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「こころスペース」担当所管を梅ヶ丘拠点へ移管（区民の利便性を考慮し、開催場所は今まで通り三軒茶屋）</li> <li>○ 精神障害者や精神疾患等々の支援者に対するアセスメント支援等を目的とする、区独自の専門職員配置の体制整備（多職種チームの発足等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業持続に必要とされる人材の確保</li> <li>・自殺相談との切り分け</li> <li>・体制整備に必要な人材の確保と育成</li> <li>・中部精神保健センターとの機能、役割分担の整理</li> </ul>
	C 相談窓口のバックアップ機能の構築（相談員へのスーパーバイズ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神障害者や精神疾患等々の支援者や精神保健等の相談専門機関等のバックアップ（相談員へのスーパーバイズ）機能を果たす人材の確保と配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイザーの発掘、人材確保</li> </ul>
精神障害者の退院後支援等	A 入院時から退院後の医療や地域と連携した専門職による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、入院時から退院後の医療や地域と連携した専門職種による支援にむけた多職種チームの体制整備（相談機能等の強化・拡充Bと同じ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制整備に必要な人材の確保と育成</li> <li>・法改正の動向</li> </ul>
	B 退院後支援について協議する会議のあり方についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 退院後支援に関する計画作成に係る会議の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正の動向</li> <li>・東京都との調整（措置入院関係）</li> </ul>
精神障害者や精神疾患等々の理解、差別・偏見の解消	A 様々なツールを活用した精神保健等に関する普及啓発の情報発信基地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神保健等に関する情報発信機能（常設）及び講演会の実施等</li> <li>○ 精神保健等に関する普及啓発のモデル事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報拠点の場の確保としくみづくり</li> </ul>
	B こころの健康づくりを支える地域の人材育成プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゲートキーパー講座の拡充</li> <li>○ ピアサポーター養成のしくみ検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材を効果的に活用するためのしくみづくり</li> </ul>
	C 区民主体の障害理解の場と交流の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ここからカフェ」の活動機会の拡充（「ここからカフェ」の梅ヶ丘拠点での開設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営人材の確保</li> <li>・活動場の確保</li> </ul>

- 2 その他の取組む課題として、『当事者、団体からの要望への対応』等も踏まえ、以下の2点についても継続課題とし引き続き検討する。
  - (1) 精神障害者や精神疾患等々の家族のための休息目的施設（レスパイトの場）や緊急時の支援のあり方について
  - (2) 精神障害者や精神疾患等々の退院後の地域移行サポートとしての、通過型退院後訓練施設等の場の必要性やあり方について